

(小規模多機能 むさし 小規模多機能型居宅介護運営規程)
社会福祉法人けやきの杜
小規模多機能 むさし
小規模多機能型居宅介護運営規程

平成 26 年 12 月 13 日

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人けやきの杜が開設する小規模多機能むさし事業所(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業は、介護保険法を遵守するとともに、利用者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、ライフサポートプランに基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業所は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努める。

3 事業所は、利用者の人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護を提供するよう努める。

4 事業所は、地域や家族との結びつきを深める運営に努め、国分寺市、地域包括支援センター、地域の保健医療サービスを提供する事業所、その他福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 小規模多機能 むさし

(2) 所在地 東京都国分寺市戸倉四丁目 41 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、基準上必要な人員配置を下回らないように配置しなければならない。

(1) 管理者 1 名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1 名(常勤・兼務)

介護支援専門員は利用者にかかるライフサポートプランを作成する。

(3) 介護従業者 2 名以上(員数は、常勤換算に定められた基準による)

介護従業者は利用者の居宅を訪問して小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し小規模多機能型居宅介護を提供する。

(4) 看護職員 1 名以上(非常勤)

看護職員は利用者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(5) サービス管理責任者 1 名(常勤)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う

(開所日及び活動時間等)

第5条 事業所の開所日及び活動時間は、次のとおりとする。

(1)開所日 1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)

(2)活動時間

- ① 通いサービス 午前10時から午後4時まで
- ② 宿泊サービス 午後5時から午前9時まで
- ③ 訪問サービス 24時間

(3)開所時間 午前9時から午後6時まで

(事業所の利用定員)

第6条 事業所における利用定員は次のとおりとする。

- (1)登録者 25名
- (2)通いサービス 15名
- (3)宿泊サービス 8名

(利用者の費用負担等)

第7条 事業の利用料は、厚生労働大臣が定める基準額とし、当該事業が法定代理受領サービスである場合には、利用者は介護保険負担割合証に国分寺市が定める利用者負担の割合に相当する額を負担する。

2 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収するものとする。

(1)食事代 朝食350円、昼食500円、おやつ等150円、夕食500円(利用した場合のみ)

(2)宿泊費 1泊につき3,500円

(3)おむつ代 実費

(4)その他事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活・支援・実習等において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の費用の支払その他の金銭の支払を利用者に求める場合には、利用者にその理由を書面で示すとともに、金銭の支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、国分寺市とする。

(ライフサポートプランの作成)

第9条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したライフサポートプランを作成する。

2 事業の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

(1)地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、第10条に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

(2)利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

(3)ライフサポートプランに基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。

(4)利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(事業の内容)

第10条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の介助や身体機能の低下を防ぐために必要な介護を行う。
 - (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊し、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の介助や身体機能の低下を防ぐ訓練のために必要な介護を行う。
 - (3) 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の介助や身体機能の低下を防ぐために必要な介護を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、ライフサポートプランを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(利用に当たっての留意事項)

第11条 事業所の利用者は、利用者又は利用者の代理人と理事長との間の書面による契約が成立した後に事業を利用することができる。

- 2 利用者は、第7条に定める範囲内において利用契約に基づいて事業所が支払を求める額を、事業所が定める期日までに事業所へ支払わなければならない。
- 3 利用者は、身上等重要な事項に変更があった場合は、速やかに書面をもって事業所に届け出なければならない。
- 4 利用者が故意又は過失により、他人に危害を加え、又は他人の物品若しくは事業所の設備、備品その他の物品に損害を与えた場合には、事業所は利用者によるその賠償を求める。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに救急隊又は主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

- 2 事業所は、利用者の病状の急変又は事故が生じた場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、国分寺市に連絡し必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、事故の防止及び事故発生時の対応を定めた危機管理マニュアルを作成し、従業者への周知を図るとともにその教育を行う。

(苦情解決)

第13条 事業所は、その提供した支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者を置き、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、その提供した支援に関し、利用者等からの苦情に関して国分寺市が行う調査等に協力するとともに、国分寺市から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(運営推進会議)

第14条 事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び事業についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(個人情報管理)

第15条 事業所及び従業者は、利用者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項の尊重に万全を期すものとする。

2 業務上作成する名簿等の個人情報は、その取り扱い方法を明確にした上、「社会福祉法人けやきの杜個人情報保護規程」に基づき適正な管理を行うものとする。

(秘密の保持)

第16条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者及びその家族に関する個人情報及び秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合若しくは権限を有する行政庁の命令による場合又は別に定める文書(情報提供同意書)による同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、契約終了後においても、これらの場合を除いては、第三者に開示してはならない。

2 従業者は、退職後においても業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

(虐待の防止のための措置)

第17条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な下記の措置を講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合は、直ちに防止策を講じ国分寺市へ報告しなければならない。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び虐待防止委員会の定期的(3ヶ月に1回以上)な開催並びに虐待防止のための計画策定、虐待発生後の検証と再発防止策の検討及びその内容についての従業者への周知徹底等必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修(年2回以上)の実施

(5) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため必要な措置

2 従業者は利用者に対し、以下のような行為等をしてはならない。

(1) 利用者の身体に外傷を生じさせ、又は生じさせるおそれのある暴行を加えること。

(2) 利用者を畏怖させる暴言を吐いたり、又は心理的な外傷を与えかねない言動をしたりすること。

(3) 正当な理由がないのに、利用者に絶食又は減食をさせること。

(4) 利用者の支援を著しく怠ること。

(5) 利用者にわいせつなことをしたり、させたりすること。

(6) 利用者を他の利用者と不当に差別して取り扱うこと。

(7) 利用者に不当な負担をさせるなど経済的な不利益を与えたり、利用者から不当に財産上の利益を得たりすること。

3 虐待防止責任者は、事業所の管理者とする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、利用者の身体拘束を行ってはならない。ただし、利用者又は他の利用者若しくは従業者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族等の同意を受けたときに限り身体拘束を行うことを妨げない。

2 前項に基づき利用者の身体拘束を行った場合には、速やかに文書で家族等に説明を行うものとし、その様態、時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、下記の措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(3ヶ月に1回以上)に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施する。

(感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策)

第19条 事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように下記の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的(3ヶ月に1回以上)に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。また、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所内の衛生管理、感染対策、感染症発生時の対応等を規定した感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的(年2回以上)に開催するとともに、新規採用時には必ず研修を実施する。

(業務継続計画の作成)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供の継続的な実施及び非常時における早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、業務継続計画について従業者へ周知するとともに、業務継続に係る研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第21条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、年2回以上研修を行う。

付則

1. この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付則

1. この改正は、平成29年6月3日から施行する。

付則

1. この改正は、平成30年12月22日から施行する。

付則

1. この改正は、令和6年4月1日より施行する。